

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する職員」の下に「（第八条第一項において「県費負担教職員」という。）」を加える。

第三条第五項中「以下」を「第十六条第二項及び第十九条において」に改める。

第八条の見出しを「（正規の勤務時間以外の時間における勤務）」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会（人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長）の許可を受けて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

第八条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

3 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。